
第7章 基本計画の達成に向けて

1 基本計画の推進

県は、農林水産業関係団体、県民などと役割を分担し、協働しながら、また市町村との連携を図りつつ、基本計画に掲げた食と緑に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(1) 県推進体制

県は、農林水産業関係団体、消費者団体、学識者などで構成する「食と緑の基本計画推進会議」を開催し、食と緑に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 地域推進体制

各農林水産事務所は、市町村、地域の農林水産業関係団体、地域の消費者団体などで構成する「食と緑の基本計画地域推進会議」を開催し、食と緑に関する施策を、地域の特長や実情に応じて計画的に推進します。

(3) NPOなど多様な主体との協働

県は、施策の推進にあたっては、NPOや企業、大学など多様な主体との積極的な連携を図り、協働活動を進めます。

(4) 市町村との連携、協力

基本計画の達成のためには、地域の特長や実情に応じた取組が必要であることから、県は、市町村と密接に連携・協力して取組を進めます。

(5) 多様な手法による情報の発信

県は、SNSなど多様なメディアの活用、情報の多言語化などにより、食と緑に関する県や農林漁業者等の取組を広く発信します。

2 基本計画の進行管理

(1) 年次レポートの作成

県は、基本計画の的確な推進を図るため、各推進項目に基づく具体的な施策や事業の取組状況などをまとめたレポートを毎年度作成し、進行管理を行います。

(2) 評価

県は、基本計画に掲げた施策目標について、毎年度その達成状況を確認し、基本計画の評価を行うとともに、その結果を翌年度以降の事業立案等に反映させていきます。

3 基本計画の周知

基本計画を達成するためには、県民一人ひとりの取組が不可欠であることから、県はさまざまな機会を通じて、県民への基本計画とその進行状況の周知に努めます。